

## 三重とこわか国体亀山市協賛取扱基準

### 1 趣旨

この基準は、三重とこわか国体亀山市協賛取扱要項第5及び第6の規定に基づき、協賛の表示及び協賛への謝意について必要な事項を定める。

### 2 協賛者名等の掲載基準

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会（以下「実行委員会」という。）ホームページ等に協賛者名等を掲載する基準は、次の表に掲げるとおりとする。

金額等	ホームページ	報告書等	協賛物品	協賛者の呼称使用
10万円以上	協賛者バナー貼付、 写真及び記事掲載	協賛者名掲載	掲載可能物品に 協賛者名掲載	使用可
10万円未満	協賛者名掲載			

### 3 謝意の実施基準

協賛への謝意の実施基準は、次の表に掲げるとおりとする。

金額等	感謝状等	対応方法	対応者
50万円以上	感謝状	贈呈式	会長
50万円未満 10万円以上		持参	事務局長
10万円未満	礼状	郵送	—

### 4 その他

- (1) 個人協賛は求めないこととするが、申し出があった場合は、別途協議のうえ対応する。
- (2) 協賛物品等については、市価に金額換算して対応する。金額換算が困難であるものについては、別途協議のうえ対応する。
- (3) 贈呈式については、協賛者の意向等を確認のうえ実施する。
- (4) 協賛者の呼称使用については、商品や商品広告を除く自社の広報活動や社会貢献活動に限り、以下のフレーズを無償で使用できる。
  - ・〇〇社は、三重とこわか国体亀山市開催競技を応援しています。
  - ・〇〇社は、三重とこわか国体亀山市開催競技会の協賛企業です。
  - ・〇〇社は、三重とこわか国体亀山市開催（競技名）競技会の協賛企業です。
  - ・〇〇社は、三重とこわか国体亀山市スポンサーです。